

岩手県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成29年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - （1） 北上市立花24地割からさくら通り五丁目まで（別紙図面のとおり。）
 - （2） 北上市村崎野19地割から相去町七里まで（別紙図面のとおり。）
 - （3） 北上市上江釣子15地割から町分2地割まで（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。